



防衛研究所

The National Institute for Defense Studies

NATO 核共有制度について

地域研究部米欧ロシア研究室 主任研究官 新垣 拓

NIDS コメンタリー

第 211 号 2022 年 3 月 17 日

はじめに

近年、NATO 核共有制度に対する日本国内での関心が高まっている。しかしながら同制度は、冷戦という大きな国際政治のうねりの中で、欧州独特の地政学的条件の下で形成された制度であるがゆえに、その事実関係についての誤解や、一般的に十分には理解されていない点もみうけられるように思える。

本稿では、NATO 核共有制度の事実関係を説明することを目的として、①同制度において核兵器は共有されているのか、②同盟国が有事の際に使用するのはどのような核兵器なのか、③核兵器の使用はどのように決定されるのか、④なぜこの制度が形成されたのか、⑤なぜ現在もこの制度が維持されているのか、という 5 つの点について論じる。

核兵器は共有されているのか

その名称から誤解されやすいが、NATO 核共有制度では核兵器が共有されているわけではない¹。それでは、何が共有されているのであろうか。NATO によれば、それは「核抑止の利益、責任、そしてリスク」であると説明されている²。この意味を理解する上では、まず NATO において同制度がどのように位置付けられているのかを知る必要がある。

NATO の抑止・防衛体制は、①通常戦力、②核戦力、③ミサイル防衛能力の「適切な組み合わせ (appropriate mix)」により構成されており、核戦力による抑止の役割を担っているのが、NATO 核共有制度である³。ただし、同制度に含まれる要素は日本で一般的に想像されているよりも多く、①英米仏が保有する戦略核戦力、②非核同盟国も含む核攻撃任務、③核抑止に関する問題の検討や意思決定を行う核協議制度、の 3 つである。ここで同盟国との「核共有」として注目を集めているのは、2 番目の要素である同盟国が参加する核攻撃任務である⁴。

この同盟国による核攻撃任務とは次のような仕組みとなっている。まず、平時において同盟国内の施設に米

¹ NATO の核兵器国 (Nuclear Weapon State: NWS) である米英仏が、自国の保有する核兵器およびその管理 (control) を非核兵器国 (NNWS) である同盟国と「共有」することは、それらを禁止した核不拡散条約 (NPT) に抵触することになる。したがって NATO 核共有制度は NPT 違反ではない。そもそも NATO 核共有制度を禁止しない条文とすることが NPT 交渉における米国の条件であり、そのような条文・解釈であることについてソ連、同盟国も了解したことで NPT が成立したという背景がある。新垣拓『ジョンソン政権における核不拡散政策の変容と進展』(ミネルヴァ書房、2016 年)、227-268 頁。

² NATO, "NATO's Nuclear Sharing Arrangements" Fact Sheet, (February 2022).

³ NATO, "NATO's Nuclear Deterrence Policy and Forces" (Last updated on February 23, 2022); NATO, "NATO Nuclear Deterrence" (February 2020).

⁴ NATO, "NATO's Nuclear Sharing Arrangements."

国が核兵器を保管・管理・警備しておき、米国を含む同盟国はそれらを搭載できる核搭載可能航空機（dual-capable aircraft: DCA）部隊を編成する。そして、有事の際に核使用の決定が NATO で下された場合には、同盟国に対して米国から核兵器が提供され、それを搭載した DCA が作戦行動を行う、というものである⁵。このように、一般的に認識されているように、同盟国が平時から核兵器を管理するような制度ではなく、有事において米国の核兵器を同盟国が使用することを保証した制度ということができる。

核攻撃任務の運用については、NATO の決定事項となるが、核兵器の保管に関する取り決めや、訓練、核に関する秘密情報の取り扱い、費用といった具体的な運用に関する事項については、米国の核兵器を保管する施設を提供する同盟国と、核兵器を所有する米国との間で締結される 2 国間協定に基づいたものとなっている。

現在、欧州で米軍の核兵器を保管しているのは、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、トルコの 5 カ国（6 施設）であり、それらに約 150 の核爆弾（B61）が保管されているとみられている⁶。そして、これら同じ 5 カ国の DCA 部隊が核攻撃任務に就いているといわれている⁷。

同盟国が有事の際に使用するのとはどのような核兵器なのか

冷戦期には、核弾頭、核砲弾、核爆弾、核爆雷、核機雷といった複数の種類の核兵器が同盟国の核発射・運搬兵器システムによって使用されることになっていた。しかしながら、冷戦終結直後の米国による大幅な核軍縮を背景に縮小され、現在配備されているのは自由落下型の核爆弾（B61-3/4 型）だけである。DCA としては米国の F-15E、F-16C/E、同盟国の F-16、PA-200 である。将来的にこれらの核爆弾および DCA の近代化が予定されており、前者については安定性や精密誘導性を向上させた B61-12 型に、後者については F-35A やユーロファイター等に代替されることになっている⁸。

ここで指摘しておきたい重要な点は、冷戦期から現在にかけて NATO 核共有制度の核攻撃任務で使用されるのは、射程距離の短い運搬手段や発射機により戦術／戦域レベルで使用される核兵器—かつては「戦術核」、現在では「非戦略核」と呼ばれる核兵器システム—であり続けているということである。このような態勢とな

⁵ 有事の際には NPT の義務は適用されないため、米国が非核同盟国に核兵器を移譲し DCA が核兵器を搭載する行為は禁止されない。

⁶ 核保管施設の存在が指摘されているのは、ドイツ（ビューヘル空軍基地）、イタリア（アヴィアーノ空軍基地、ゲーディ空軍基地）、オランダ（フォルケル空軍基地）、ベルギー（クライネ・ブローゲル空軍基地）、トルコ（インジルリク空軍基地）、である。Hans M. Kristensen and Matt Korda, “United States Nuclear Weapons, 2021,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, (January 26, 2021), 56; Hans M. Kristensen, “U.S. Nuclear Weapons In Europe,” *Federation of American Scientists*, (November 1, 2019).

⁷ トルコは DCA である F-16C/D の後継機として F-35A の購入を決定したが、同国によるロシアの S-400 防空システム購入を受けて、米国は同機の受け渡しを停止している。トルコ空軍は 2010 年頃までは同任務に就いていることが報道されているが、近年ではこの任務に参加していないという指摘もある。Abraham Mahshie, “Turkey’s Erdogan and Biden to Face Off Over F-16 and F-35 Debacle,” *Air Force Magazine*, (October 29, 2021); Andreasen, et al., “Building a Safe, Secure, and Credible NATO Nuclear Posture,” 39-40; Kristensen and Korda, “United States Nuclear Weapons, 2021,” 57.

⁸ Steve Andreasen, Isabelle Williams, Brian Rose, Hans M. Kristensen, and Simon Lunn, “Building a Safe, Secure, and Credible NATO Nuclear Posture,” *Nuclear Threat Initiative*, (January 2018), 9-10, 23-28, 35-40; National Nuclear Security Administration, “B61-12 Life Extension Program,” *Fact Sheet*, (November 2021); ドイツの DCA 後継機としては F/A-18F 購入に向けた動きが報道されていたが、F-35A 購入に変更された。Charlie Gao, “Germany Still Has Hope for the F/A-18F Super Hornet,” *National Interest*, (April, 20, 2021); Sebastian Sprenger, “Boeing Pledges Expanded German Industry Involvement If the Nation Buys the F-18,” *Defense News*, (January 13, 2022); Sebastian Sprenger, “Germany to buy F-35 warplanes for nuclear deterrence,” *Defense News*, (March 15, 2022).

っているのは、NATO 核共有制度が成立した 1950 年代後半から 1960 年代半ばにかけて、NATO 指揮下にソ連領土を射程におさめる核兵器システムを同制度で運用することに対して、ソ連が強く反応することへの懸念が米国をはじめ同盟内でみられたことが背景にある⁹。

この核攻撃任務について、NATO は「ステッドファースト・ヌーン (Steadfast Noon)」と呼ばれる年次演習を行っている。2021 年には、10 月下旬に南欧地域で 14 の加盟国が参加して行われた¹⁰。ただし、NATO は 1999 年に発表した戦略概念において特定国を攻撃目標とはしていないことを公式に表明しており、DCA 任務も高い即応態勢に置かれているというわけではない¹¹。むしろ、ポスト冷戦期においては、NATO 核共有制度全体においてこの攻撃任務の軍事的重要性は低くなっている。その一方で、同盟全体で核問題に関する様々な事項を話し合う核協議制度—NATO 核計画グループ (NATO Nuclear Planning Group: NPG) の機能が重視されている。

核兵器の使用はどのように決定されるのか

NATO 防衛のための核兵器使用については、米国大統領および英国首相による承認と、NPG における各国政府の承認を経て決定される¹²。

この決定に基づき、同盟国の DCA 任務については米国と NATO 内で 2 つの並行したプロセスをたどる。まず米国については、米欧州軍司令官 (Commander US European Command) の指令により、同盟国内の施設で核兵器を管理する米軍部隊に核兵器移送の指令を下す。同時に NATO では、NATO 軍事委員会 (NATO Military Committee) の承認を受けた欧州連合軍最高司令官 (Supreme Allied Commander Europe: SACEUR) 同盟国の DCA 部隊に指令が下る¹³。このようなプロセスを経て、DCA 任務は開始される。

この手続きで明らかなように、NATO 防衛のための核兵器使用には核兵器国、特に米国の権限が大きい。制度的には、当然ながら米国の意思に反して同盟国が核兵器を使用することはできないし、仮に米国が核使用の決定を下した場合、同盟国がそれを覆す権限を有していない。ただし、この制度設計は、当然ながら米国が同盟国の意向を無視するということを意味するものではない。米国は究極的な行動の自由を保証されているが、同時に同盟国との間で核抑止に関する政策課題を平素から協議しておくことを重視している。

なぜこのような制度が形成されたのか

NATO 核共有制度が成立した構造的な要因としては、冷戦初期の 1950 年代において、ソ連の軍事侵攻を抑

⁹ 現在では戦略核兵器の定義として射程距離が 5,500 km 以上となっているが、1960 年代、少なくとも米国では、ソ連領土を直接攻撃できることが「戦略」核兵器の意味するところであった。ただし、例外的な事例として 1960 年代初頭にイタリアとトルコに配備されたジュピターMRBM はモスクワを射程圏内に置く「戦略」的な核兵器であったが、同年代半ばまでには撤去された。Philip Nash, *The Other Missiles of October: Eisenhower, Kennedy, and the Jupiters 1957-1963*, (The University of North Carolina Press, 1997)。

¹⁰ また年次演習では本物の核爆弾は使用されていない。NATO, “NATO Launches Annual Deterrence Exercise,” (October 18, 2021); Hans Kristensen, “NATO Nuclear Weapons Exercise Over Southern Europe,” Federation of American Scientists Blog, (October 20, 2021)。

¹¹ NATO, “The Alliance's Strategic Concept” (April 24, 1999); Andreassen, et al., “Building a Safe, Secure, and Credible NATO Nuclear Posture,” 48。

¹² NATO, “NATO's Nuclear Sharing Arrangements.”

¹³ Ashton B. Carter, John D. Steinbruner, and Charles A. Zraket, et al., *Managing Nuclear Operations*, (The Brookings Institution, 1987), 109-113。

止するためには、核兵器に大きく依存するしかないと考えられていたことがある。当時の通常戦力(地上戦力)バランスは、NATO の 25 師団に対してソ連側は 175 師団に上ると誤って評価されていた一方で、核戦力においては NATO 側が優位にあるとみられていた¹⁴。このような情勢認識の下で、米国をはじめ NATO は核戦力に大きく依存した抑止・防衛体制を構築していった。

1954 年 1 月、米国はソ連本土への核報復攻撃を柱とする大量報復戦略を発表し、同年 12 月には、NATO も早期の核兵器使用を前提とした防衛戦略(MC48)を採択したのであった。このような防衛戦略の下で、1950 年代から 60 年代にかけて、欧州に駐留する米軍にも戦術／戦域レベルで使用する射程距離の短い核兵器の配備が拡大していった。

同盟国が核攻撃任務に参加するようになったのは、核兵器中心の防衛戦略の下で在欧米軍への核兵器配備が進むのと並行して、同盟国にも核兵器を搭載／発射可能な兵器システムの配備が進められたことがある。この文脈において、1950 年代半ば、有事の際に本当に米国の核兵器が使用できるという保証を求める声が同盟国から聞かれるようになった¹⁵。

そして重要な局面となったのが、1957 年 8 月に ICBM の発射実験を、同年 10 月に人工衛星スプートニクの打ち上げをソ連が成功させたことであった。この出来事は、近い将来に米国本土がソ連の戦略核兵器の脅威にさらされることを意味しており、米国による核報復への疑念が欧州において議論されるようになった。

そのため、米国は同盟国に提供する拡大抑止の信憑性および信頼性を維持する手段の 1 つとして、同盟国による核攻撃任務への参加を制度的に保証することを目指したのであった。その結果、1957 年 12 月に開催された北大西洋理事会(North Atlantic Council: NAC)において、同盟国の核攻撃任務用に特別に割り当てた米国の核兵器を米軍が備蓄する制度の創設が決定された¹⁶。これが現在の DCA による核攻撃任務の制度的な起源となっている。その成立過程からも明らかなように、核攻撃任務については、軍事的な意義というよりも欧州同盟国に対する拡大抑止の信憑性・信頼性の維持という政治的・心理的な意義の方が強いものであった¹⁷。

この時期には、米国の提案により、米国や英国が提供する戦略核兵器を直接運用する NATO 核戦力構想も検討されていた。しかしながら、50 年代末から 60 年代半ばまで同盟内で協議された同構想は、西ドイツを除く同盟国の賛同を得ることができず実現には至らなかった¹⁸。

NATO 核共有制度の 3 番目の要素である核協議制度については、当初の大量報復戦略から柔軟反応戦略へと方針転換を目指したケネディ政権やジョンソン政権において、同盟国に対する核政策に関する情報共有や政策協議の場を設けることの必要性や重要性についての認識が強まったことが背景にある。それまでは、NATO 内での米国の核運用に関する情報は極めて限定されていたこともあり、米国による核協議制度の創設案にして

¹⁴ Richard A. Bitzinger, “Assessing the Conventional Balance in Europe, 1945-1975,” A RAND NOTE, (May 1989), 4-7.

¹⁵ 1957 年 5 月に開催された NAC において、フランス外相からこのような要請が示されていた。Memo from Elbrick and Smith to the Secretary, “NATO Atomic Stockpile,” (July 1, 1957), SECRET, NH01057, U.S. Nuclear History, National Security Archive.

¹⁶ この特徴を示して、当時は「NATO 核備蓄制度 (NATO Atomic Stockpile)」と呼ばれていた。NATO, “Final Communiqué” (December 16, 1957).

¹⁷ この時期の欧州同盟国、特に西ドイツの認識や政策については次を参照のこと。岩間陽子『核の一九六八年体制と西ドイツ』(有斐閣、2021 年)、49-160 頁。

¹⁸ NATO が直接核戦力を保有するというこの政策案は、当初は軍事的要素も含まれていたが、次第に NATO 内の核拡散を防止する手段として米国内では位置付けられるようになった。新垣拓「NATO 核共有制度の多角化に向けた取り組みーアイゼンハワー政権における NATO・MRBM 戦力案の形成過程ー」GRIPS Discussion Paper 18-19 (December 2018).

当初同盟国の反応は鈍いものであった。

しかしながら、当時のマクナマラ国防長官の強いイニシアティブも背景に同盟国の支持も広がり、1966 年 12 月、常設の核協議制度として NPG が設置された¹⁹。現在、NPG にはフランスを除くすべての NATO 加盟国が参加しており、核抑止に関する幅広い問題について同盟国全体で協議する重要な場となっている。

なぜ現在も維持されているのか

冷戦期に成立した NATO 核共有制度は、冷戦終結を経てもなお現在まで維持されている。ただし、同盟国が参加する核攻撃任務については、米国の核軍縮政策を受けて核兵器（搭載／発射機）の種類や規模が大幅に縮小された。その一方で、核政策協議制度については大きな変更はなされなかった。

1991 年 9 月、ブッシュ（George H.W. Bush）大統領は、ワルシャワ条約機構の解体（1989 年）を背景に、米国が冷戦期に配備していた核兵器を大幅に撤去／廃棄するという「大統領核イニシアティブ（Presidential Nuclear Initiative: PNI）」を発表した。具体的な措置としては、①国外に配備していたすべての地上配備型の戦術核兵器の撤去（2150 発）、②水上艦に搭載していたすべての戦術核兵器の撤去（1400 発）であった。PNI の結果、NATO 核備蓄制度の対象となる核兵器は攻撃機搭載用の核爆弾（B-61）だけとなり、数量も年々削減されていった²⁰。しかし、ブッシュ大統領は「NATO の安全保障にとって不可欠である」として、DCA 任務については維持する姿勢を示した²¹。

DCA 任務については、軍事的有効性が大きく減少したという懐疑論や、軍縮推進派からの廃止論がある。しかしながら、NATO は一貫して同任務を含めた NATO 核共有制度維持の姿勢を示している。DCA 任務が維持されている要因については、①潜在的な敵へのシグナリング機能、②同盟国に対して米国のコミットメントを保証する機能、③米国にとって拡大抑止の責任を受け入れやすくする機能、が評価されているという指摘もある²²。

近年、DCA 任務以上に重要性が高まっているのは、NATO 核共有制度の第 3 の柱である NPG という核協議制度である。同制度では、ほぼ全加盟国間で核抑止に関する情報の共有、同盟国側の懸念の伝達、核兵器の使用方針をめぐる議論を行う機会の提供等、NATO 核抑止体制にとって重要な政策形成・意思決定の場となっている。

おわりに

NATO 核共有制度は核兵器を共有するものではなく、核抑止による利益、責任、リスクをすべての NATO 加盟国間で共有する制度である。それは、①米英仏の核戦力、②同盟国の参加する核攻撃任務、③核協議制度（NPG）から構成されており、日本で一般的に想像されているよりも広い制度である。

¹⁹ 倉科一希、「米国の同盟政策における核兵器の位置づけの変容：核兵器共有と一九六六年 NATO 危機」日本国際政治学会編『国際政治』第 204 号、(2021 年 3 月)、1-16 頁、新垣拓「ジョンソン政権における核シェアリング政策—NATO 核問題と政策協議方式の採用—」日本国際政治学会編『国際政治』第 163 号、(2011 年 1 月) 68-80 頁。

²⁰ CRS Report, “Nonstrategic Nuclear Weapons”, Congressional Research Service, (Updated July 15, 2021), pp.13-14, 15-19, 22-25; Susan J. Koch, “The Presidential Nuclear Initiatives of 1991-1992,” Case Study 5, Center for the Study of Weapons of Mass Destruction, National Defense University, (September 2012), 10-12.

²¹ Koch, “The Presidential Nuclear Initiatives of 1991-1992,” 275.

²² David Yost, “The US debate on NATO nuclear deterrence,” *International Affairs*, Vol.87, No.6 (November 2011), pp.1401-1438.

「核共有」として注目を集めているのは、非核兵器国の同盟国が米国の核兵器を有事の際に搭載して作戦行動を行う任務であり、一般的に認識されているように、同盟国が平時から核兵器を管理するような制度ではなく、有事において米国の核兵器を同盟国が使用することを保証した制度である。それは、軍事的な意義よりは同盟国への安心供与という政治的・心理的な意義の方が重視されてきた。

NATO 核共有制度は、米ソ関係、米欧関係、欧州諸国間関係という要因が相互に影響し合う中で歴史的に形成された制度であり、NATO の抑止・防衛政策に沿ってテイラーメイドされた制度である。その実態に関する歴史的検証や、政策手段としての長所／短所を検討する対象としては非常に興味深いメカニズムであるが、地政学的な条件や歴史的文脈が異なる別の地域にそのままのかたちで援用することは難しいであろう。

(2022 年 3 月 16 日 脱稿)

プロフィール

profile

地域研究部

米欧ロシア研究室

主任研究官 新垣 拓

専門分野：米国の安全保障

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>